

星稜高等学校同窓会会則

第1章（総則）

第1条 本会は星稜高等学校同窓会と称する。

第2条 本会の事務局を星稜高等学校内に置く。

第2章（目的）

第3条 本会は会員相互の親睦をはかり、母校の隆盛及び文化、スポーツの振興に寄与することを目的とする。

第3章（会員）

第4条 本会は次の会員をもって組織する。

1. 正会員 星稜高等学校を卒業した者。
2. 特別会員 母校の現教職員、旧教職員
3. 準会員 本校に特別の関係のあることを認め、役員会が推薦した者。

第4章（役職）

第5条 本会に次の役職を置く。任期は2ヵ年で再任を妨げない。但し会長職は最長でも3期までとする。

- | | |
|------------------|--------------------------------------|
| 1. 会長 | 1名 別途選挙細則により選出する。 |
| 2. 副会長 | 若干名 会長が委嘱する。 |
| 3. 前会長 | 現会長と同じ任期とする。 |
| 4. 会計 | 1名 会長が委嘱する。 |
| 5. 委員長 | 各委員会1名 会長が委嘱する。 |
| 6. 副委員長 | 各委員会若干名 正会員中より選出する。 |
| 7. 委員会員 | 正会員中より選出する。 |
| 8. 支部長 | 若干名 各支部会員の互選によって定める。 |
| 9. 期別代表幹事 | 各期若干名 各年度の正会員中より選出する。 |
| 10. 監事 | 3名 正会員中より選出する。 |
| 11. 部活動 OBOG 会会長 | 若干名部活動 OBOG 会の互選によって定める。 |
| 12. クラス幹事 | 各クラス若干名 正会員中より選出する。 |
| 13. 顧問 | 星稜高等学校長、副校長、教頭、歴代会長並びに役員会が推薦する人物とする。 |

第6条 会長は本会を代表し、会務を統轄する。

副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代行する。

第7条 前会長・会計・委員長・常任理事及び理事は会務を審議し、処理する。

第8条 期別代表幹事は各期の会務を処理する。

第9条 支部長は支部を代表して会務を処理する。

第10条 会計は本会の財政を処理する。

第11条 監事は会計と会務の監査を行う。

第12条 部活動OB OG会長は、部活動を代表して会務を処理する。

第5章（委員会）

第13条 本会に事業を実行、推進するため、委員会を置く。

第14条 委員長は、正会員中より会長が委嘱する。

第15条 会長は必要に応じて特別委員会を設置できる。

第6章（会議）

第16条 本会は毎年1回総会を開き、次の事項を決議する。

- (1) 事業並びに会計報告
- (2) 事業計画並びに予算（案）
- (3) 会則の改正
- (4) 役員並びに監事の選出及び承認
- (5) その他役員会において必要と認める事項

2. 総会においては役員会にて承認された議案についてのみ決議することが出来る。ただし総会出席者の3分の2以上の同意があった場合はこの限りではない。
3. 総会では委任状による議決権の行使は認められない。
4. 総会開催の告示は、主として星稜高校同窓会ホームページにて行う。

第17条 会長は役員会を主催し必要に応じて開催する。役員会は役員にて構成し第16条の決議事項以外を決議できる。役員とは会長、副会長、前会長、会計、委員長、を指す。監事はオブザーバーとして役員会に出席できる。

2. 役員会は出席役員の過半数の同意で決する。ただし会長に拒否権あり。拒否権の行使があった場合は、出席役員の3分の2以上の同意で決する。

第18条 理事会は毎年1回以上開催する。理事会は、理事により構成する。

理事とは、第17条に示された役員及び各委員会副委員長、支部長より選出された3名程度、期別代表幹事から選出された10名程度、部活動OB OG会会長から選出された3名程度を指す。

第19条 臨時総会は必要に応じて会長が召集することができる。

第20条 総会、役員会、常任理事会、理事会の決議は、出席者の過半数の同意をもって有効とする。

第7章（会計）

第21条 本会の経費は、入会費、会費、寄付金及びその他の収入をもってまかなう。

第22条 星稜高等学校卒業生は入会費を卒業時に納入するものとする。

第23条 慶弔金については、別途細則による。

第24条 各期同窓会並びに総会等の支援金については、別途細則による。

第25条 旅費については、別途細則による。

第26条 本会会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8章（支部）

第27条 役員会に承認により、職域、地域には支部を置くことができる。

第28条 支部を設置したときは、支部規約及び支部員名簿を本会事務局に報告しなければならない。

第9章（雑則）

第29条 本会則に定めのない事項及び会則の解釈に疑義を生じた場合はすべて役員会の解釈による。

付 則

第30条 本会則は昭和40年3月3日から施行する。

平成9年4月1日一部改正。

平成12年8月1日から星稜高等学校同窓会として発足。

平成15年4月1日一部改正。

平成19年7月26日一部改正

平成20年5月24日一部改正

平成23年6月2日一部改正

平成24年5月24日一部改正

平成25年5月23日一部改正

平成26年5月30日一部改正

平成27年5月23日一部改正

平成28年5月28日一部改正

平成30年5月26日一部改正